

令和6年度 筑後市障害者就労施設等からの優先調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 方針の適用範囲

この方針は、筑後市役所の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・地域活動支援センター
- ・小規模作業所

(2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所等

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

- ・在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- ・在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は下記のとおりとする。（下記に記載がなくても本市が調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

（1）物品

事務用消耗品、記念品・贈答品、日用消耗品、食料品、飼料・肥料・園芸用品、家具、その他

（2）役務

事務サービス、デザイン・企画、イベント補助、印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理サービス、除草、その他

5 調達目標

前年度実績額を上回る額を目標とする。

6 調達の推進方法

- （1）障害者就労施設等から提供可能な物品等については、施設からの情報をもとに各部署に情報提供を行うものとする。
- （2）障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、受注可能な物品等を本市各部署にて十分検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- （1）この調達方針は、市ホームページ等により公表するものとする。
- （2）調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

8 当方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、市民生活部福祉課とする。